

Info
高齢者に必要な
災害への備え

体力の低下や持病が気になる高齢期こそ、災害時に自身や家族の力で命をつなぐ備えが必要です。広域災害の場合、救援物資がすぐに届くわけではありませんが、**基本の非常持ち出し品**の中に、**高齢者のための備え**もプラスして用意しておきましょう。

基本の非常持ち出し品

- 〈避難用具〉
 - ヘルメット □ 懐中電灯
 - 携帯ラジオ □ 乾電池
- 〈生活用品〉
 - ティッシュ □ タオル・毛布
 - ビニール袋 □ 充電機器
 - ライター・マッチ □ 軍手
 - 洗面用具 □ 携帯トイレ
 - 使い捨てカイロ □ 衣料品
 - 下着・靴下
- 〈衛生用具〉
 - マスク □ アルコール消毒液
 - ウエットティッシュ □ 体温計
- 〈救急用品〉
 - 救急セット(絆創膏・消毒液など)
 - 常備薬・持病薬・お薬手帳
- 〈非常食品〉
 - 飲料水 □ 食料(レトルト食品・缶詰)
 - 携帯食(飴・栄養補助食品など)
 - カセット(ソノ・ボンベ)

- 〈貴重品〉
- 現金 (10円硬貨を含む) □ 印鑑
 - 通帳・健康保険証・身分証明書の各コピー



高齢者のための備え(例)

- アルファ米等の柔らかい食料
- おむつ・紙パンツ □ 杖
- 入れ歯・入れ歯洗浄剤
- 身近な人の連絡先
- 身元を記入した物 □ 介護用品
- 補聴器 など

家庭備蓄のすすめ

備蓄食品は、大きく分けて「非常食」と「日常食品」の2種類があります。普段食べている食品を多めに買い置きするだけで、備蓄になります。これらをバランスよく備えることが大事です。

▼問合せ 地域包括支援センターあおぞら
☎ 28・0932

9/20~26
動物愛護週間

9月20日(火)から26日(月)は動物愛護週間です。動物の愛護と動物の正しい飼い方について、関心と理解を深めていくことを目的としています。

▽動物を飼うときは、習性をよく理解し、終生責任を持って飼いましょう。

▽飼い主は、鑑札や迷子札を付けさせるなど所有者明示をしてください。犬の放し飼いはやめてください。犬の散歩の際には、必ずリード(引き綱)をつけてください。

▽感染症予防や交通事故防止のため、猫は室内飼育をお勧めします。

また、飼い主のいない猫などの野生動物には無責任に餌を与えないようにしてください。

▽ふん尿の後始末は、飼い主の責務です。尿は、散歩時に水の入ったペットボトルなどを携帯し、洗い流すようにこころがけてください。また、令和4年10月1日施行の「豊山町きれいなまちづくり条例」において、飼い主に對し、犬のふんの後始末を義務づけています。

日頃のしつけは、災害時の避難対策につながります。また、豊山町では犬のフン害防止対策の取り組みとして、「イエローチヨーク作戦」を実施しています。

「イエローチヨーク作戦」とは、犬のフンにお困りの参加者が、放置された犬のフンの周りを黄色いチヨークで囲み、日時を書くことによって、放置した飼い主に困っている人や迷惑を被っている人がいることを伝える方法です。犬のフンにお困りの方はぜひ参加してください。

○参加資格 町民及び団体

○参加方法 住民課環境保全グループ窓
☎で受付後、イエローチヨークをお渡しします。

▶豊山町きれいなまちづくり条例抜粋

(犬の適正飼養)

第8条 犬の飼い主等が飼い犬を散歩させるときは、犬のふんを収納する容器等を携帯し、飼い犬がふんを排泄したときは、直ちに回収して自宅等に持ち帰り、適切に処理しなければならない。

(助言又は指導)

第9条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、町民等、事業者及び土地所有者等に助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第10条 町長は、第7条第1項又は第8条の規定に違反した者に対し、当該違反を是正するため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 町長は、第7条第1項又は第8条の規定に違反した者に対し、前条に規定する勧告をしたにもかかわらず、その者が当該勧告に従わないときは、当該違反を是正するため必要な措置を講ずるよう命ずることができる。



▼問合せ 住民課環境保全グループ
☎ 28・0916
令和4年度動物愛護週間ポスター
最優秀作品(環境大臣賞)